

奈良県委託訓練事業

委託訓練活用型デュアルシステム 仕様書

目 次

1.	件名	2
2.	仕様内容	2
(1)	基本事項	2
①	事業の概要	2
②	対象事業	2
③	事業目的	2
④	委託費の上限額	2
⑤	委託費の支払	3
⑥	開講地域・設定訓練科・開講月・訓練期間・定員	4
(2)	訓練の設定・実施に関する条件	5
①	受講対象者	5
②	訓練受講料	5
③	訓練受講希望者の募集	5
④	受講申込者の選考	5
⑤	訓練受講希望者の応募状況に応じた措置	5
⑥	定員	5
⑦	訓練実施場所	5
⑧	訓練科の設定	5
⑨	能力評価	7
⑩	施設・設備要件	8
⑪	訓練実施体制	9
⑫	就職支援	10
⑬	訓練実施状況等の報告等	11
⑭	安全衛生	11
⑮	障害者に対する合理的配慮について.....	11
⑯	個人情報の管理	11
⑰	公契約の履行について	11
(3)	訓練実施に関する協議、問い合わせ及び書類の提出先.....	11

1. 件名

奈良県委託訓練事業 委託訓練活用型デュアルシステム実施業務

2. 仕様内容

（１） 基本事項

① 事業の概要

企業実習を通じた実践的な職業能力の習得が必要な者に対し、早期安定就労への移行を図るため、専門学校等の民間教育訓練機関等を活用した座学訓練と、事業主等への委託による職場実習を組み合わせる日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）（以下「デュアル訓練」という。）を実施するものである。

② 対象事業

奈良県が主体となって実施する職業訓練及び就職支援の実施並びにこれに伴う以下の業務（以下これらを総称して「受託業務」という。）であって、民間教育訓練機関等（以下「受託者」という。）に委託して実施するもの。

- （ア） 訓練受講者の選考試験の実施及び採点
- （イ） 募集リーフレットの制作、印刷及び配布
- （ウ） 訓練受講者の出欠席の管理及び指導
- （エ） 訓練の指導記録の作成
- （オ） 受講証明書等に係る事務処理
- （カ） 訓練受講者の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- （キ） 訓練受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- （ク） 訓練受講者の中途退校に係る事務処理
- （ケ） 受講証明書、欠席等届、添付証明書等の提出
- （コ） 災害発生時の連絡
- （サ） 訓練実施状況の把握及び報告
- （シ） 訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告
- （ス） 訓練受講者の職業能力証明シート受領確認書の提出
- （セ） 訓練修了時における訓練受講者の就職決定・見込み状況の把握、及び報告
- （ソ） 求職者支援制度に係る「職業訓練受講給付金」の支給申請に関する事務
- （タ） その他職業訓練及び就職支援の実施に伴い奈良県が認める事項

③ 事業目的

受託者が実施する職業訓練において、訓練受講者全員が就職できるようになることを目標とすること。

④ 委託費の上限額

受託業務に要する経費については、委託費として受託者へ支払うものとする。

具体的には、訓練の実施に必要な経費（以下「訓練実施経費」という。）、訓練導入講習

費及び能力評価に要する経費（以下「評価手数料」という。）を次のとおり支払うものとする。

（ア）訓練実施経費

企画した訓練科の訓練受講者1人1月当たり63,000円（外税）を上限に支払うものとする。ただし、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。）にあつては、上記の価格を訓練設定時間の割合で按分する。

また、当該経費は、個々の経費の積み上げであつて、職業訓練の実施に当たって直接的に必要な経費の他、上記②に掲げる業務に要する経費（能力評価に要する経費を除く）を含めること。

（イ）訓練導入講習費

受講生1人当たり8,000円（外税）を支払うものとする。ただし、受講生が中途退校した等により訓練導入講習を受講した時間が、24時間未満となった場合には、訓練導入講習費を支払わないものとする。

（ウ）評価手数料

職場実習終了後に訓練受講者の能力評価を行い、職業能力証明シートを交付した場合には、評価手数料として訓練受講者1人当たり4,880円（外税）を受託者へ支払うものとする。

ただし、訓練受講者が自己評価を実施しない場合、中途退校や職業能力証明シートの交付を辞退した場合等は評価手数料支払いの対象にならないものとする。

なお、職業能力証明シート交付時に、受領確認書（別紙2）の提出を受けること。

（エ）デジタル訓練促進費

①DX推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費

DX推進スキル標準対応コースを実施する場合のデジタル訓練促進費の単価は、訓練生1人1月当たり5,000円（外税）とする。

※詳細は別添1「DX推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費について」を参照すること。

②デジタル資格コースに係るデジタル訓練促進費

Webクリエイター実践科：訓練生1人1月当たり10,000円（外税）

※詳細は別添2「デジタル訓練促進費について」を参照すること。

※①DX推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費及び②デジタル資格コースに係るデジタル訓練促進費の要件を併用したコースの設定も可能であるが、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、これらを併用したコースの場合は、デジタル資格コースに係るデジタル訓練促進費が支給されない場合に限り、DX推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費を支給する。

⑤ 委託費の支払

訓練実施経費、訓練導入講習費及び評価手数料は、原則として訓練終了後、奈良県が請求書を確認した日から30日以内に支払うものとする。

なお、訓練実施経費の額は受講生 1 人につき訓練実施後 1 か月（訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間を「1 か月」として取り扱う。ただし、受講生が中途退校した場合又は委託契約を解除した場合等あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合は当該日（以下、「早期終了日」という。）までとする。以下「算定基礎月」という。）毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間（以下、「訓練設定時間」という。）の 80％に相当する時間の訓練を受講した者を対象に額を算定し、奈良県に請求を行うこと（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という。）。

また、算定基礎月において、訓練設定時間の 80％に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の 80％に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。

また、訓練実施経費の支払い額については、支払対象月に 1 人当たりの月額単価を乗じた額を支払うものとする。なお、早期終了日がある場合は、額は 1 か月毎に算定し、当該支払対象月について以下により支払うものとする。

（ア）訓練が行われた日（以下「訓練実施日数」という。）が 16 日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が 96 時間以上である時は月額単価。

（イ）訓練実施日数が 16 日以上又は訓練実施時間が 96 時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（日曜日、国民の祝日、その他委託先機関が休日とした日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母に、訓練実施日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨てる。）。

⑥ 開講地域・設定訓練科・開講月・訓練期間・定員

【5 か月訓練】

開講地域	最大提案可能定員・訓練科・開講月
奈良県全域	15 名（定員 15 名×1 コース） 農 業 科： 5 月（15 名）

※最少提案可能人数は 10 名とする。

【6 か月訓練】

開講地域	最大提案可能定員・訓練科・開講月
奈良県全域	50 名（定員 25 名×2 コース） Web クリエイター実践科： 5 月（25 名）10 月（25 名）

※最少提案可能人数は 10 名とする。

（２） 訓練の設定・実施に関する条件

① 受講対象者

受講対象者は、公共職業安定所に求職申し込みをした者であって、キャリアコンサルティングを受けた結果、企業実習を通じた実践的な職業訓練の受講が必要であると公共職業安定所長に判断され、受講指示又は受講推薦又は支援指示を受けた者を対象とする。また原則、訓練開始日までにジョブ・カードの交付を受けなければならない。

② 訓練受講料

訓練受講者から受講料を徴してはならないこと。ただし、受講者の所有となる教科書、教材等に要する経費については、受講者本人の負担とする（１５，０００円（税込み）以内となるよう留意すること）。

③ 訓練受講希望者の募集

訓練受講希望者の募集は、奈良県が公共職業安定所の協力を得て行うが、受託者が行う場合には、あらかじめ奈良県の承認を得ること。

④ 受講申込者の選考

受託者は、奈良県の要請に応じて、訓練受講者の選考を厳正に行うこと。

⑤ 訓練受講希望者の応募状況に応じた措置

訓練受講者の数は、定員にかかわらず、応募状況等により増減する場合があること。また受託者は、著しく訓練受講の応募者が少ない場合は、受託業務の実施に関し、応募期間内に奈良県との間で別途協議を行うことができる。万が一、応募期間終了後、開講日までの間に辞退等があり、訓練実施可能最少人数を下回った場合でも訓練を実施すること。

⑥ 定員

１訓練科の定員は、奈良県の設定する定員数で実施すること。ただし、奈良県の実施計画数と選定結果を勘案し、受託予定者と協議のうえ定員を増減する場合がある。

⑦ 訓練実施場所

（ア）訓練の実施場所は、奈良県内であり、下記要件を満たしていること。

- a. 下記に挙げる駅から訓練施設の最寄駅までの乗車時間が１５分以内であること。

【近畿日本鉄道】

近鉄奈良駅、大和西大寺駅、大和八木駅、橿原神宮前駅

【ＪＲ】

ＪＲ奈良駅、王寺駅

- b. 訓練施設から最寄駅まで、徒歩２０分以上要する場合は、定員分の無料駐車場を確保すること。
- c. 上記 a の要件を満たさない場合は、訓練施設から徒歩１０分以内の距離に、定員分の無料駐車場を確保すること。

（イ）実施場所は、訓練期間中同一の場所とする。

⑧ 訓練科の設定

（ア）訓練の受講により受講者全員が就職できるようになることが見込まれる訓練科の内容であること。

（イ） カリキュラム内容が、別表 1「令和 8 年度奈良県委託訓練内容等」で県が設定する「訓練目標」及び「訓練内容」と整合性を有するものであること。

ただし、「Web クリエイター実践科」においては必ず Web デザイン関係の資格取得を目指す内容をカリキュラムに設定すること。

（ウ） 職業能力開発促進法施行規則第 9 条に規定する短期課程の普通職業訓練として求職者向けに必要な知識・技能等の職業能力を付与するものであること。

（エ） 訓練受講の目的を明確化して就職意欲を喚起するとともに対象者の職業能力を効果的に高めるための訓練導入講習、職業訓練の受講及び企業等における実習（以下「職場実習」という）を一貫した形で実施する訓練科であること。

（オ） 訓練導入講習は、24 時間以上 60 時間以下で次の内容を盛り込むこととする。なお、c に掲げる内容は必ず実施すること。

- a. 当該訓練の修了後に予想される就職先の職種に関する求人、労働条件、必要な免許・資格・実務経験等、雇用の状況に関する理解の促進に資するもの
- b. 当該訓練の修了後に予想される就職先の職種について、企業が求める人材像の理解の促進に資するもの
- c. 当該訓練の修了後に予想される就職先の職種について、関係事業所を訪問しての現職従事者との意見交換、模擬実習体験等当該職種の職業体験機会となるもの。なお、単なる事業所見学にならないよう留意すること。
- d. 当該訓練の受講意欲の喚起に資するもの
- e. 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの

（カ） 1 訓練科の訓練期間は、訓練科全体で 5 か月又は 6 か月、うち職場実習は 1 か月とし、別紙 1「令和 8 年度委託訓練訓練時間」の日数と時間数とする。なお、訓練時間については、45 分以上 60 分未満（休憩時間を除く。）を 1 時限として算定して差し支えないこと。

（キ） 職場実習については、受託者があらかじめ確保した企業等に対し、再委託して実施すること。企業等の選定要件は、別添のとおりとする。

（ク） 教科内容は、職業能力開発促進法施行規則第 11 条の規定に基づく適切なものであって、次のいずれにも該当しないものであること。

- ・ 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。
- ・ 概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的、入門的水準のもの。
- ・ 通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても安定した雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの。
- ・ 業務独占資格又は名称独占資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資する為に 1 年以上の訓練設定が必要なもの。
- ・ 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の

要件となっているもの。

- ・ 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避のもの。
- ・ その他、就業に必要な職業能力習得に資する訓練設定とするためには、委託訓練期間、委託費等の要件に明らかに当てはまらないものとなるもの。
- ・ 船員職業安定法第6条第1項に規定する船員の養成に係るもの。
- ・ 夜間又は土日のみ訓練を実施するもの。

(カ) 学科の科目について、通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によっても行うことができる。ただし、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると認められるものに限る。

(キ) オンラインによる訓練は、「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に訓練生本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものとする。

(ク) オンラインによる訓練を行う場合には、通所による訓練の時間を総訓練設定時間の20%以上確保することを原則とし、集合訓練、個別指導、面接指導等を実施すること。ただし、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開講する訓練コースについては、通所による訓練の時間が総訓練設定時間の20%を下回る訓練コースの設定も可能とする。

なお、通所による訓練の実施にあたっては、訓練効果を高める時期に設定すること。

(ケ) オンラインによる訓練を行う場合には、オンラインによる訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に訓練生本人に迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。

(コ) オンラインによる訓練の受講に必要な設備（パソコン等）及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）について、受託者が訓練生に無償で貸与できない場合においては、訓練生が自ら用意する、又は受託者が有償で貸与するものとし、通信費は訓練生が負担するものとする。

(サ) 訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定を必須する。※様式15参照

⑨ 能力評価

受託者は、訓練受講者の能力評価を行うこととし、その実施に当たっては、「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）」を活用し訓練期間中及び訓練終了前に実施される試験等に基づき行うこと。

また、受託者は、職場実習を実施した実習先企業に対して「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-1-1）」の作成を求めること。その際、以下のとおりとすること。

- （ア）能力評価は、職業能力証明シートを用い、職場実習実施期間中に訓練受講者による自己評価を実施した上で、実習先企業が行い、訓練修了時に当該シートを訓練受講者に交付すること。
- （イ）受託者は、実習先企業から訓練受講者に交付した職業能力証明シートの写しの提出を受けること。
- （ウ）受託者は、訓練成果が客観的かつ公正に評価されるよう、汎用性のある評価基準に基づき、職場実習の内容を踏まえ作成すること。
- （エ）受託者は、職業能力証明シートを職場実習開始時まで完成させ、訓練受講者に提示すること。

⑩ 施設・設備要件

教室、設備、備品等は訓練開講日より3ヶ月前の応当日から委託契約終了日までの間、所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。

（ア）教室

- ・教室の面積は、受講者1人当たり1.65㎡以上であること。
- ・教室は原則1訓練科につき1教室のみを使用することとする。別の教室を併用することは原則認められない。
- ・教室は、全面禁煙であること。また、自習用教室を確保する場合も同様であること。

（イ）事務室

事務室は、教室とは別の部屋として完全に分離され、同一又は近隣の建物内に整備すること。具体的には、次の条件を全て満たしていること。

- ・事務室、教室及び実習室の入り口が別々であること（訓練で使用する教室を通過しないと他の教室、実習室、事務室又はトイレ等に移動できないような配置は認められない。）。
- ・教室及び実習室が床から天井まで完全に仕切られていること（このことにより、消防法（昭和23年法律第186号）に抵触する場合は、同法に抵触しない限度の高さまで仕切ること。）。
- ・事務室又は他の教室若しくは実習室での電話や話し声などの音が、訓練で使用する教室又は実習室に聞こえない環境であること。また、視覚的にも仕切られていること（透明ガラス等で仕切られている場合は、カーテン等で視界を遮るものを設置すること。）。
- ・個人情報漏えい防止のため、事務室の入り口が施錠できる、又は個人に関する情報を保管する書庫等の施錠ができることとなっており、当該情報に関する書類等に訓練実施機関の担当者以外の者が接することができないこと。
- ・事務室は、申請したコースの実施施設のみが使用するものであり、当該施設以外の者が使用しないものであること。
- ・訓練期間中に常駐するコース担任及び事務担当者等が主たる業務実施場所とする部屋であること。

（ウ）設備

- ・教室には、訓練に必要な訓練受講生用の机・イス及び訓練用掲示機材（ホワイトボード等）を必要数整備すること。

- ・ 教室には、訓練の内容や程度、訓練受講生数に応じて適切かつ効果的かつ安全に実施できる設備、備品等（例えば、パソコン、ソフトウェア等）が必要数整備されていること。なお、使用するOS及び使用ソフトは、使用許諾契約を締結していること。また、パソコンは1人1台の割合で設置されていること。
- ・ 労働安全衛生関係法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用にあたっては、これに関する必要な措置を講じていること。
- ・ 訓練受講生が快適に訓練を受講できるよう照明、空調・換気、トイレ（男女別であること）、洗面所、事務室等の施設設備が整備されていること。
- ・ 教室やトイレなど受講生等が利用する場所のうち、特に多くの受講生等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う等して環境衛生を良好に保つこと。

⑪ 訓練実施体制

（ア）講師

教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

- ・ 講師は、実技にあつては受講生15人までは1人（デジタル分野に係る技能等を付与する訓練コースは20人までは1人）、15人を超えるときは2人以上（デジタル分野に係る技能等を付与する訓練コースは20人を超えるときは2人以上）（助手を含む。）の配置を標準とし、学科にあつては受講生30人までは1人の配置を標準とすること。
- ・ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者、職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者又は同等の能力を有すると認められる者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。特に、情報通信関連分野に関しては、当該分野の専門的な指導経験、IT機器導入の支援の業務等、日常的にIT機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上である等講師として相応しい者であること。

（イ）責任者

申請者又は訓練の適正な実施を管理する者として申請者が指名した責任者を配置すること。なお、責任者は申請者と直接の雇用関係にあること。また、配置期間は訓練期間中及び訓練終了後から委託契約書に定める就職状況報告期限までの間とする。

（ウ）コース担任

訓練受講者からの苦情対応や、受講状況の把握、就職状況の把握をする者として、コース担任を配置すること。コース担任は常時対応できるよう1名以上の者が常駐することとする。（ただし、訓練期間中は訓練実施施設に常駐することとする。）

なお、配置期間は訓練期間中及び訓練終了後から委託契約書に定める就職状況報告期限までの間とする。

（エ）事務担当者

訓練受講者からの手続に関する問い合わせ等や、奈良県からの書類についての問い合わせ

わせ等に常時対応する窓口となる事務担当者を配置すること。事務担当者は、常時対応できるよう1名以上の者が常駐することとする。（ただし、訓練期間中は訓練実施施設に常駐することとする。）

なお、配置期間は訓練期間中及び訓練終了後から委託契約書に定める就職状況報告期限までの間とする。

（オ）就職支援責任者

- ・訓練受講者の就職支援を行う責任者を一人配置すること。なお、就職支援責任者はキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者であることが望ましい。また、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、当該訓練実施施設にて業務を行うこととする。ただし、職場実習期間中については、訓練実施施設に限らず、適切な就職支援が可能な場所において業務を行うこと。就職支援責任者の具体的な業務内容は次のものとする。
- ・過去の受講者に対する就職実績等を踏まえ、受講者に対する就職支援を企画、立案すること。
- ・受講者に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成の支援及び交付等の就職支援が適切に実施されるよう管理すること。
- ・就職支援に関し、県、安定所等の関係機関及び訓練修了生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、情報を確保し、訓練修了生に案内等情報提供が行えるようにすること。
- ・訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理すること。

※コース担任、就職支援責任者及び常駐の事務担当者は主たる科目を担当する講師は兼任できないものとする。ただし、就職支援・社会のみを担当する講師は除く。

⑫ 就職支援

受託者は、就職支援責任者を配置することにより、訓練期間中及び訓練終了後を通じて受講者全員を就職させるための就職支援策を実施すること。就職支援の内容は次の通りとする。

（ア）職務経歴書・履歴書の作成指導

（イ）面接指導

（ウ）訓練受講生へのジョブ・カードの作成支援

（エ）訓練受講生へのジョブ・カードの交付

（オ）キャリアコンサルティング

キャリアコンサルティングは、訓練期間中に3回以上実施することが望ましい。なお、キャリアコンサルティングを行う場合には教室及び事務室とは別の就職相談室を使用し行う等により、訓練受講生のプライバシーに配慮すること。

（カ）職業相談の実施

（キ）求人企業の開拓

（ク）求人情報の提供

（ケ）別表2「令和8年度就職活動日設定表」のとおり就職活動日を設定し訓練受講者に安

定所で就職相談を受けさせること。

（コ）その他、効果的な就職支援と認められるもの

⑬ 訓練実施状況等の報告等

（ア）訓練実施状況の報告等

受託者は、契約書に基づく訓練実施状況に係る報告を行うとともに、奈良県が行う調査（受講者の出席状況、実施した訓練内容、就職支援の内容等）に応じること。

（イ）就職状況に係る報告等

受託者は、就職支援に係る報告等及び就職状況調査を行うこと。報告期限等については、委託契約書を参照すること。

⑭ 安全衛生

受託者は、訓練を実施するに当たり、職業訓練上又は通所途上の事故の防止等、訓練受講者の安全衛生については十分配慮すること。なお、災害が発生したときは、迅速に対応するとともに、速やかに奈良県担当者あて連絡すること。

⑮ 障害者に対する合理的配慮について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第五条及び第八条に基づき、障害者（同法第二条第一号の障害者をいう。）から現に社会的障壁（同法第二条第二号の社会的障壁をいう。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重（以下「過重な負担」という。）でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去（自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修等）の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。なお、過重な負担となる場合は、合理的配慮の提供義務に反しないものの、他の方法で社会的障壁の除去ができないか当該障害者とともに解決策の検討に努めること。

⑯ 個人情報の管理

（ア）受講者の状況、就職状況調査の内容は、訓練受講者の個人情報であるため、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び奈良県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な管理をすること。

（イ）受託業務の実施に当たって知り得た受講者に関する個人情報については第三者に漏らしてはならないこと。

（ウ）その他個人情報の管理については、別記 1 「個人情報取扱特記事項」によること。

（エ）奈良県情報セキュリティポリシー及び関連規定等を遵守すること。

⑰ 公契約の履行について

受託者は、別記 2 「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

（３） 訓練実施に関する協議、問い合わせ及び書類の提出先

奈良県産業部 人材・雇用政策課 人材育成係

奈良市登大路町 30 番地

電話：0742-27-8834

〈別 記 1〉

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

<別 記 2 >

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

（別添）職場実習（再委託）先事業所の選定要件について

フリーター等の若年者や子育て終了後の女性等、職業能力形成機会に恵まれなかった方が、安定的な就労に移行していくために、職業訓練の受講から企業等における実習に至るまで一貫した形で実践的な能力の付与を促進することが重要なことから、これまで民間教育訓練機関等で行った座学による職業訓練と事業所での職場実習を一体的に組み合わせた実践的な訓練として「委託訓練活用型デュアルシステム」を実施してきました。

しかし、雇用失業情勢が厳しい中で、一定の就業経験を持つ求職者であっても、職種転換等を余儀なくされることも多く、また、採用に当たっては即戦力となる人材が求められる中で、広く求職者全般にとって、座学と職場実習を組み合わせた訓練手法は、実践的な能力を付与する訓練手法として、非常に有効となっています。

こうしたことから、これまで実施してきた「委託訓練活用型デュアルシステム」については、訓練受講対象者を限定せずに、職場実習を通じた実践力の習得が必要な求職者に対して広く実施することとし、再就職の実現を積極的に支援していくこととなりました。

なお、職場実習については、座学訓練で行った訓練内容に関連する実践的な内容の訓練を行っていただける職場実習（再委託）先事業所を、座学訓練を実施される民間教育訓練機関等において開拓していただき、公共職業訓練として実施することとしておりますので、職場実習（再委託）先事業所の開拓に当たっては下記に留意していただきますようよろしくお願いします。

1. 職場実習（再委託）先事業所の要件及び訓練の実施場所

- （1） 訓練の実施場所は、再委託先事業主の事業所である事務所や工場となります。
- （2） 職場実習（再委託）先事業所は安全衛生に関して、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いを行っている必要があります。
- （3） 雇用保険適用事業所である必要があります。

※職場実習（再委託）先事業主との打ち合わせの際は、職場実習先を訪問し、必ず実習環境を確認してください。

2. 定員

職場実習を行う実習環境等により効果的な訓練が期待できる人員である必要があります。

3. 訓練期間・訓練時間

- （1） 職場実習は公共職業訓練として実施していただきます。また、実習期間は、1か月の期間で行っていただきます。
ただし、一つの訓練科について、職場実習（再委託）先事業所が複数ある場合は、同一訓練科に係る訓練受講者の訓練期間が同一になるように設定してください。
- （2） 訓練は職場実習（再委託）先事業所における就業規則に基づく定められた就業時間内で行っていただく必要があります。なお、訓練受講者には定められた訓練時間外での訓練を受

講させることはできません。

- (3) 訓練時間数は、1日当たり6時間を基準としてください。
- (4) 時間外、夜間、泊まり込み等による訓練は実施できません。

4. 訓練対象職務

職場実習（再委託）先事業所で行う訓練は、職場実習（再委託）先事業所が通常生産活動を行っている事業内容に係る職務である必要があり、また、当該職務において、専修学校等で行った座学訓練で習得した知識・技術・技能に加え、実践的な能力の習得が付与されるものである必要があります。

5. 訓練方法

訓練の方法は職場実習を主体とする訓練である必要があります。なお、「職場実習」とは、職場実習（再委託）先事業主の事業所（事務所や工場）で実際に仕事をしながら、仕事に必要な能力を身に付けることを言います。

6. 訓練内容

- (1) 職場実習（再委託）先事業所で行う訓練の内容は、民間教育訓練機関で行った座学の訓練内容と関連する内容である必要があります。
- (2) カリキュラム内容は、教育訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること。
また、安全衛生に関する知識技術の習得を目的としたカリキュラムを含んでいる必要があります。
- (3) 誰でも即従事できる単純反復作業は、訓練には馴染まないため実施できません。
- (4) 職場実習（再委託）先事業所と外部の職場実習場所との移動や営業関係等訓練における移動に伴う自動車等の運転は、職業能力の習得に直接結びつかないため、訓練受講者に行わせることはできません。
- (5) 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上身体への接触が不可避なものは実施できません。

7. 能力評価

能力評価は、実習委託先も実施するものですので、当該制度について説明を行っていただく必要があります。

8. 講師

- (1) 講師は、職場実習（再委託）先事業主に雇用されている者である必要があります。
- (2) 訓練受講者と訓練担当者の割合は1対1であることが望ましいのですが、少なくとも訓練受講者概ね3人に対し訓練担当者1の割合で置いていただく必要があります。
- (3) 講師となる従業員の方は、職業訓練指導員免許有資格者又は職業能力開発促進法第30条の2の第2項に該当するものと認められた者である必要があります。

なお、該当者がいない場合は、教える内容について熟知しており、かつ、適切に教えることができる方に講師となっていていただく必要があります。

9. 事務処理

訓練の実施に当たり以下の業務を行う担当者の配置を依頼して下さい。

- (1) 訓練受講者の出席簿、欠席届、訓練日誌等の管理及び座学を実施した民間教育訓練機関への出欠状況等報告
- (2) 訓練実施に関する諸手続
- (3) 不慮の事態の連絡

10. 書類の提出

座学訓練を実施する民間教育訓練機関等が、職場実習（再委託）先事業所毎の以下の（2）から（10）の書類を取りまとめ、上記1から9の内容を確認いただいた後、以下の（1）を作成のうえ、別添別紙「職場実習（再委託）先事業所選定・再委託承認申請書」により、奈良県あて提出していただきます。

企画書提出の時点では（1）のみを提出してください。その他は職場実習開始月の前月までに提出願います。（9）の委託契約書について、訓練実施施設の社内で職場実習を行う場合は、契約書に代えて実習内容、実習期間、実習時間、受講生の管理体制を明記した書面を受け入れ先部門と交わすこととし、奈良県に写しを提出してください。

- (1) 職場実習（再委託）先事業所一覧【参考様式1】
- (2) 職場実習（再委託）先事業所の概要等【参考様式2】
- (3) 職場実習の実施場所の見取り図（機械設備等の配置含む）【任意様式】
- (4) 委託訓練カリキュラム【参考様式3】
- (5) 日別計画表【参考様式4】
- (6) 使用教材等一覧【参考様式5】
- (7) 講師名簿【参考様式6】
- (8) 雇用保険適用事業所設置届（写）
- (9) 再委託先事業所との委託契約書（写）または契約書に代わる書面（写）
- (10) その他奈良県が必要と認める書類

11. その他

公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと判断した場合は、委託先機関の対象としない場合があります。

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

職場実習（再委託）先事業所選定・再委託承認申請書

このたびの委託訓練活用型デュアルシステムの受託に際し、職場実習（再委託）先事業所として、別添のとおり関係資料を添えて再委託を承認申請します。

添付書類：

チェック欄

- ☐ ①職場実習（再委託）先事業所一覧（参考様式1）
- ☐ ②職場実習（再委託）先事業所の概要等（参考様式2）
- ☐ ③職場実習の実施場所の見取り図（機械設備等の配置含む）（任意様式）
- ☐ ④委託訓練カリキュラム（参考様式3）
- ☐ ⑤日別計画表（参考様式4）
- ☐ ⑥使用教材等一覧（参考様式5）
- ☐ ⑦講師名簿（参考様式6）
- ☐ ⑧雇用保険適用事業所設置届（写）
- ☐ ⑨再委託先事業所との委託契約書（写）または契約書に代わる書面（写）
- ☐ ⑩その他奈良県が必要と認める書類

※ 職場実習（再委託）先事業所が複数の場合、②～⑨は、職場実習（再委託）先事業所毎に綴りご提出願います。

住所・所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

DX 推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費について

1 事業の概要

知識等習得コースとして、令和9年3月31日までに開講するものであって「DX 推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっているコースとする（1つのカテゴリーのみ盛り込まれている場合は該当しない）がデジタル訓練促進費の支給対象となります。デジタルスキル標準の内容については、以下HP（※）をご確認ください。

※経済産業省HP「デジタルスキル標準」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html

2 委託料を上乗せする訓練コースの要件等

(1) 対象訓練

デジタル分野に係る技能等を付与する訓練のうち、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定する「DX 推進スキル標準」に対応した訓練

(2) デジタル訓練促進費の支払額

DX 推進スキル標準対応コースを実施する場合のデジタル訓練促進費の単価は、訓練生1人1月当たり5,000円（外税）とする。

なお、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。）にあつては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分する。

(3) 確認方法

「スキル項目・学習項目チェックシート」（様式14）と、学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等の書類により、支給要件を満たしているか確認する。

そのため、DX 推進スキル標準対応コースとして応募する場合には、チェックシートに記載のある学習項目例が訓練カリキュラムに盛り込まれていることを確認し易いよう、チェックシートに記載のある学習項目例と同じ表現を使って訓練カリキュラム欄等を作成することとする。

デジタル訓練促進費について

Web クリエイター実践科は、一定の要件を満たした場合、デジタル訓練促進費の支給対象となります。

1 事業の概要

ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEB デザイン等（以下、「デジタル分野」という。）における人材の質的・量的な確保を図るため、デジタル分野の資格取得を目指す訓練を実施する委託先機関に対して、資格取得率及び就職率の要件を満たす場合は、デジタル訓練促進費を支給する。

2 委託料を上乗せする訓練コースの要件等

(1) 対象訓練

Web クリエイター実践科

(2) 対象資格

別表 1「デジタル訓練促進費対象資格一覧」のとおり

(3) 資格取得率

対象となる資格取得率が 50%以上の訓練とする。

資格取得率の算定方法は、以下のとおりとする。

＜資格取得率＞

$$\frac{\text{新規資格取得者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職のために中退した新規資格取得者}} \times 100$$

また、「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練の目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して 3 箇月以内（就職のために中退した者については中退日まで）に取得した者とする。なお、訓練の目標に設定された資格を既に取得している者が当該訓練を受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。

(4) デジタル訓練促進費就職率

デジタル訓練促進費就職率が 70%以上の訓練とする。

デジタル訓練促進費就職率は以下の方法により算出する。

＜デジタル訓練促進費就職率＞

$$\frac{\text{対象就職者}}{\text{訓練修了者} + \text{対象就職者のうち就職のための中退者}} \times 100$$

(5) デジタル訓練促進費の支払額

デジタル訓練促進費の単価は、訓練生1人1月当たり10,000円（外税）とする。なお、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。）にあつては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分する。

デジタル訓練促進費は、以下によって計算される額を支給する。

＜デジタル訓練促進費の支払額＞

受講者数×デジタル訓練促進費×対象月数

「対象月数」については、訓練の全期間とする。ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月を対象月数から除くこととする。

(6) 確認方法

資格取得率について、訓練実施機関は、訓練終了後、県に「資格取得状況報告書」（様式は県が別途提示）を提出すること。提出に当たっては、訓練修了者から資格取得を証明する書類の写しを入手し添付すること。

また、デジタル訓練促進費就職率については、仕様書2(2)⑬(イ)による報告により確認する。

いずれも報告期限は訓練修了日の翌日から起算して100日以内とする。

別添2ー2 WEBデザイン関係の資格

資格名	
1	WEBクリエイター能力認定試験（エキスパート）
2	Illustrator®クリエイター能力認定試験（エキスパート）
3	Photoshop®クリエイター能力認定試験（エキスパート）
4	Web検定（デザイン、ディレクション、プロデュース）
5	CG-ARTS検定（CGクリエイター検定（エキスパート）、Webデザイナー検定（エキスパート）、画像処理エンジニア検定（エキスパート）、CGエンジニア検定（エキスパート）、マルチメディア検定（エキスパート））
6	アドビ認定プロフェッショナル（Photoshop、Illustrator、Premiere Pro）
7	ウェブデザイン技能検定 1～3級

（別表１）令和８年度 奈良県委託訓練内容等

コース	期間	訓練科名	就職先の職務	受講対象	訓練内容	訓練目標
知識等習得	3月	オフィス事務基礎科	一般事務全般	パソコン初心者でも可。習得した技能を活かして就職を目指す方。	・パソコンの基本操作（文書作成・表計算・プレゼンテーション等）の習得 ・一般事務職に必要な事務知識の習得 ・企業で求められるビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得	パソコンを使った具体的な仕事の場面で事務処理ができるとともに、企業の中で必要とされる一般常識・対人能力を習得することで、事務職に必要な知識・技能を身につける。
知識等習得	3月	オフィス事務実践科	一般事務全般	パソコンの基本操作、文字入力ができる方。習得した技能を活かして就職を目指す方。	・ビジネスソフト(文書作成・表計算・プレゼンテーション等)を活用した実務で使用する文書やデータの作成、加工技術の習得 ・データベース・表計算ソフトを活用した情報処理技術の習得 ・一般事務職に必要な企業経理知識、事務知識の習得 ・企業で求められるビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得	パソコンを使った効率的な事務処理を行うことができるとともに、企業の中で必要とされる業務知識、操作技能、一般常識、対人能力を習得することで、即戦力となる人材を目指す。
知識等習得	4月	総務経理事務科	総務事務等	経理関連知識、パソコン操作レベルは特に問わず。習得した技能を活かして就職を目指す方。	・労務、社会保険実務や給与事務等の知識の習得 ・企業経理実務・電子会計ソフト操作を習得 ・パソコンの基本操作（文書作成・表計算・プレゼンテーション等）の習得	企業の総務・経理事務職に必要な労務・社会保険実務や給与事務等の知識を習得するとともに、商業簿記の一連の知識及び会計ソフトの操作技能を身につける。
知識等習得	3月	介護職員初任者研修	高齢者・障害者施設等の介護員、訪問介護、介護事務業務	介護業務に興味があり、介護施設等での就職を希望する方。	・介護職員初任者研修の知識・技能の習得 ・パソコンスキルの習得 ・介護事務の知識の習得 ・介護サービスの現場で必要とされるビジネスマナーやコミュニケーションスキル	介護職員初任者研修課程を修了し、事務的職務に必要な知識技能を習得することで、幅広い介護職での就職を目指す。
知識等習得	4月	会計簿記実践科	一般事務全般	経理関連知識、パソコン操作レベルは特に問わず。習得した技能を活かして就職を目指す方。	・日商簿記検定2級程度の知識を習得 ・企業経理実務・電子会計ソフト操作を習得 ・パソコンの基本操作（文書作成、表計算等）の習得 ・企業で求められるビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得	企業の経理部門に必要な会計知識（日商簿記検定2級合格レベル）に加え、企業会計に関する基礎理論や実践的な会計処理に関する知識・技能の習得を目指す。
知識等習得	5月	Webデザイン・デジタルスキル実践科	一般事務全般	パソコンの基本操作、文字入力ができる方。習得した技能を活かして就職を目指す方。	・HTMLの基礎から、Webサイト構築及びWebデザイン技術までを習得 ・Illustrator、Photoshop、figma等を使った実践的なWeb制作技術の習得 ・ビジネスソフト(文書作成・表計算・プレゼンテーション等)を活用した実務で使用する文書やデータの作成、加工技術の習得 ・AIツール活用によるWord、Excel、PowerPoint活用力の習得 ・チャットGPT活用による業務課題解決力の習得	オフィスソフトの基本操作から高度な操作の習得とWeb制作・更新に必要なとされるデザインツールを使いこなすスキルを身につけ、AIツールや分析ツールをあわせて活用することで、業務の効率化、業務における課題解決ができる能力を習得した人材を育成する。
知識等習得	5月	総合美容科	美容技術サービス提供、美容販売関連業務等	美容に興味があり、美容関係での就職を希望する方。	・美容技術サービス提供者として必要な知識、技術の習得 ・接客に必要なコミュニケーションスキルの習得	美容技術サービス提供者として必要な技術と、ビジネス・接客マナーを習得し、美容業界での就職を目指す。
知識等習得	6月	介護福祉士実務者研修	訪問介護職、施設介護員、訪問介護事業所におけるサービス提供責任者	介護業務に興味があり、介護施設等での就職を希望する方。	・介護福祉士実務者研修課程の資格取得に必要な知識・技能の習得 ・介護サービスの現場で必要とされるビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得 ・パソコンスキルの習得	介護・福祉・医療に関する知識・技術を学ぶだけではなく、社会人として必要となるビジネスマナーやパソコンスキルを身につけることによって、福祉施設等での就職を目指す。
デュアル	5月	農業科	農業関連	農業関連に就職及び就農を希望する方。	・農業の基礎的な知識、収穫・調整技術の習得 ・農業機械の基本的操作方法の習得 ・基礎的な生産栽培技術の習得 ・企業実習	農業関連に雇用就農及び新規就農する上で、職業意識の啓発を促し、基本的な農業知識等及び農業技術について学習し、各種知識・技能の向上に努め、農業現場で通用できる人材を育成する。
デュアル	6月	Webクリエイター実践科	Webデザイナー・オペレーター、Web関連・ネットショップ管理、Webページ管理	基本的なパソコン操作が可能な方で、Webデザイン・それに伴うプログラミング技術の習得を希望される方。	・HTMLの基礎から、Webサイト構築及びWebデザイン技術までを習得 ・Illustrator、Photoshop等を使った実践的なWeb制作技術の習得 ・ハードウェア、ソフトウェア、オフィスソフト等のパソコンに関する知識・技術の習得 ・企業実習	Web制作に必要な不可欠な知識とIllustrator、Photoshopを使いこなすスキルを身につけるとともにWeb業界における企画力、運用力等、業界で活躍できる人材を育成する。
高齢求職者スキルアップコース	3月	パソコン基礎科	一般事務全般	パソコン初心者でも可。習得した技能を活かして就職を目指す方。	・パソコンを活用する様々な仕事に必要な知識・技能の習得 ・ワープロ・表計算ソフトの資格取得に必要な知識・技能の習得 ・高齢者の豊富な知識、経験により習得した技能・技術を活かし、苦手なスキルを習得（補強）する。	今あるスキルを活かしながら、パソコンスキル等苦手意識を払拭し、就職に必要な知識・技能を身につける。
eラーニングコース	6月	介護福祉士実務者研修	訪問介護職、施設介護員、訪問介護事業所におけるサービス提供責任者	介護実務経験3年以上があり介護福祉士を目指す方。	・介護福祉士実務者研修課程の資格取得に必要な知識技能の習得	介護職員初任者研修課程を修了し、介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士の養成を目指す。
eラーニングコース	3月	総務経理スキルアップ科	総務事務等	経理関連知識、パソコン操作レベルは特に問わず、習得した技能を活かして就職を目指す方。	・パソコンの基本操作（文書作成・表計算・プレゼンテーション等）の習得 ・企業経理実務・電子会計ソフト操作を習得 ・労務、社会保険実務や給与事務等の知識の習得	企業の総務・経理事務職に必要な労務・社会保険実務や給与事務等の知識を習得するとともに、商業簿記の一連の知識及び会計ソフトの操作技能を身につける。

(別表2)

令和8年度 就職活動日設定表

5月開講

5月開講訓練①	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	オフィス事務基礎科	3	5月1日	(金)	7月2日	(木)
5月開講訓練②	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	総合美容科	5	5月1日	(金)	9月2日	(水)
5月開講訓練③	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	介護福祉士実務者研修	6	5月1日	(金)	10月2日	(金)
5月開講訓練④	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	農業科【デュアル】	5	5月1日	(金)	8月4日	(火)
5月開講訓練⑤	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	Webクリエイター実践科【デュアル】	6	5月1日	(金)	9月3日	(木)

6月開講

6月開講訓練①	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	介護職員初任者研修	3	6月1日	(月)	8月5日	(水)
6月開講訓練②	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	総務経理事務科	4	6月1日	(月)	9月3日	(木)
6月開講訓練③	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	Webデザイン・デジタルスキル実践科	5	6月1日	(月)	10月2日	(金)
6月開講訓練④	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	パソコン基礎科	3	6月1日	(月)	8月6日	(木)
6月開講訓練⑤	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	介護福祉士実務者研修【eラーニング】	6	6月1日	(月)	11月4日	(水)

7月開講

7月開講訓練①	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	会計簿記実践科	4	7月1日	(水)	10月6日	(火)
7月開講訓練②	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	介護福祉士実務者研修	6	7月1日	(水)	12月2日	(水)
7月開講訓練③	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	パソコン基礎科	3	7月1日	(水)	9月4日	(金)

8月開講

8月開講訓練①	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	オフィス事務実践科	3	8月3日	(月)	10月7日	(水)
8月開講訓練②	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	パソコン基礎科	3	8月3日	(月)	10月8日	(木)
8月開講訓練③	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	総務経理スキルアップ科【eラーニング】	3	8月3日	(月)	10月9日	(金)

9月開講

9月開講訓練①	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	オフィス事務実践科	3	9月1日	(火)	11月4日	(水)
9月開講訓練②	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	パソコン基礎科	3	9月1日	(火)	11月5日	(木)

10月開講

10月開講訓練①	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	総務経理事務科	4	10月1日	(木)	1月5日	(火)
10月開講訓練②	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	介護福祉士実務者研修	6	10月1日	(木)	3月2日	(火)
10月開講訓練③	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	Webクリエイター実践科 【デュアル】	6	10月1日	(木)	2月2日	(火)
10月開講訓練④	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	パソコン基礎科	3	10月1日	(木)	12月3日	(木)

11月開講

11月開講訓練①	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	オフィス事務基礎科	3	11月2日	(月)	1月6日	(水)
11月開講訓練②	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	総合美容科	5	11月2日	(月)	3月3日	(水)
11月開講訓練③	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	Webデザイン・デジタルスキル実践科	5	11月2日	(月)	3月4日	(木)
11月開講訓練④	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	パソコン基礎科	3	11月2日	(月)	1月7日	(木)

12月開講

12月開講訓練①	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	オフィス事務基礎科	3	12月1日	(火)	2月3日	(水)
12月開講訓練②	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	会計簿記実践科	4	12月1日	(火)	3月5日	(金)
12月開講訓練③	訓練科名	訓練期間	開講日		来所日(最終月)	
	介護福祉士実務者研修	6	12月1日	(火)	5月7日	(金)

- (別紙1)令和8年度 委託訓練 訓練時間
- ・ 休 校 日 : 夏期休暇は3日間(土曜日・日曜日・祝日を含む)、8月13日(木)～8月15日(土)
年末年始の休みは6日間(土曜日・日曜日・祝日を含む)、12月29日(火)～1月3日(日)
 - ・ 入 校 式 修 了 式 : 入校式及び修了式は訓練時間から除くこと。 ※訓練期間には含む。
 - ・ 公共職業安定所における就職支援を受ける時間は訓練時間から除くこと。

◎訓練日数、訓練時間数は下記のとおり

1. 知識等習得コース(3か月訓練)

月	入校日	1か月目 日数(時間数)	2か月目 開始日	2か月目 日数(時間数)	3か月目 開始日	3か月目 日数(時間数)	修了日	総日数 (総訓練時間)
5月生	5月1日(金)	18日 (102h)	6月1日(月)	18日 (108h)	7月1日(水)	19日 (108h)	7月31日(金)	55日 (318h)
6月生	6月1日(月)	19日 (108h)	7月1日(水)	18日 (108h)	8月1日(土)	18日 (102h)	8月31日(月)	55日 (318h)
8月生	8月3日(月)	19日 (108h)	9月3日(木)	18日 (108h)	10月3日(土)	19日 (108h)	10月30日(金)	56日 (324h)
9月生	9月1日(火)	19日 (108h)	10月1日(木)	18日 (108h)	11月1日(日)	19日 (108h)	11月30日(月)	56日 (324h)
11月生	11月2日(月)	19日 (108h)	12月2日(水)	18日 (108h)	1月2日(土)	19日 (108h)	1月29日(金)	56日 (324h)
12月生	12月1日(火)	19日 (108h)	1月1日(金)	18日 (108h)	2月1日(月)	18日 (102h)	2月26日(金)	55日 (318h)

2. 知識等習得コース(4か月訓練)

月	入校日	1か月目 日数(時間数)	2か月目 開始日	2か月目 日数(時間数)	3か月目 開始日	3か月目 日数(時間数)	4か月目 開始日	4か月目 日数(時間数)	修了日	総日数 (総訓練時間)
6月生	6月1日(月)	19日 (108h)	7月1日(水)	18日 (108h)	8月1日(土)	18日 (108h)	9月1日(火)	19日 (108h)	9月30日(水)	74日 (432h)
7月生	7月1日(水)	19日 (108h)	8月1日(土)	18日 (108h)	9月1日(火)	18日 (108h)	10月1日(木)	19日 (108h)	10月30日(金)	74日 (432h)
10月生	10月1日(木)	19日 (108h)	11月1日(日)	18日 (108h)	12月1日(火)	18日 (108h)	1月1日(金)	19日 (108h)	1月29日(金)	74日 (432h)
12月生	12月1日(火)	19日 (108h)	1月1日(金)	18日 (108h)	2月1日(月)	18日 (108h)	3月1日(月)	19日 (108h)	3月31日(水)	74日 (432h)

3. 知識等習得コース(5か月訓練)

月	入校日	1か月目 日数(時間数)	2か月目 開始日	2か月目 日数(時間数)	3か月目 開始日	3か月目 日数(時間数)	4か月目 開始日	4か月目 日数(時間数)	5か月目 開始日	5か月目 日数(時間数)	修了日	総日数 (総訓練時間)
5月生	5月1日(金)	18日 (102h)	6月1日(月)	18日 (108h)	7月1日(水)	18日 (108h)	8月1日(土)	18日 (108h)	9月1日(火)	19日 (108h)	9月30日(水)	91日 (534h)
6月生	6月1日(月)	19日 (108h)	7月1日(水)	18日 (108h)	8月1日(土)	18日 (108h)	9月1日(火)	18日 (108h)	10月1日(木)	19日 (108h)	10月30日(金)	92日 (540h)
11月生	11月2日(月)	19日 (108h)	12月2日(水)	18日 (108h)	1月2日(土)	18日 (108h)	2月2日(火)	18日 (108h)	3月2日(火)	19日 (108h)	3月31日(水)	92日 (540h)

4. 知識等習得コース(6か月訓練)

月	入校日	1か月目 日数(時間数)	2か月目 開始日	2か月目 日数(時間数)	3か月目 開始日	3か月目 日数(時間数)	4か月目 開始日	4か月目 日数(時間数)	5か月目 開始日	5か月目 日数(時間数)	6か月目 開始日	6か月目 日数(時間数)	修了日	総日数 (総訓練時間)
5月生	5月1日(金)	18日 (102h)	6月1日(月)	18日 (108h)	7月1日(水)	18日 (108h)	8月1日(土)	18日 (108h)	9月1日(火)	18日 (108h)	10月1日(木)	19日 (108h)	10月30日(金)	109日 (642h)
7月生	7月1日(水)	19日 (108h)	8月1日(土)	18日 (108h)	9月1日(火)	18日 (108h)	10月1日(木)	18日 (108h)	11月1日(日)	18日 (108h)	12月1日(火)	19日 (108h)	12月28日(月)	110日 (648h)
10月生	10月1日(木)	19日 (108h)	11月1日(日)	18日 (108h)	12月1日(火)	18日 (108h)	1月1日(金)	18日 (108h)	2月1日(月)	18日 (108h)	3月1日(月)	19日 (108h)	3月31日(水)	110日 (648h)
12月生	12月1日(火)	19日 (108h)	1月1日(金)	18日 (108h)	2月1日(月)	18日 (108h)	3月1日(月)	18日 (108h)	4月1日(木)	18日 (108h)	5月1日(土)	18日 (102h)	5月31日(月)	109日 (642h)

5. デュアル(座学4か月＋職場実習1か月訓練)

- ・ 職場実習の訓練日数は下記のとおりとし、訓練時間数は日数×6hとして計画。
- ・ 職場実習の訓練時間数は、計画段階での数値であり実際は実習先事業所とのあいだで決定する
- ・ 職場実習についても夏期休暇3日間(土曜日・日曜日・祝日を含む)と年末年始休暇6日間(土曜日・日曜日・祝日を含む)を設定

月	入校日	1か月目 日数(時間数)	2か月目 開始日	2か月目 日数(時間数)	3か月目 開始日	3か月目 日数(時間数)	4か月目 開始日	4か月目 日数(時間数)	座学期間 日数(時間数)	実習 開始日	実習期間 日数(時間数)	修了日	総日数 (総訓練時間)
5月生	5月1日(金)	18日 (102h)	6月1日(月)	18日 (108h)	7月1日(水)	18日 (108h)	8月1日(土)	18日 (105h)	72日 (423h)	9月1日(火)	19日 (111h)	9月30日(水)	91日 (534h)

デュアル(座学5か月＋職場実習1か月訓練)

- ・ 職場実習の訓練日数は下記のとおりとし、訓練時間数は日数×6hとして計画。
- ・ 職場実習の訓練時間数は、計画段階での数値であり実際は実習先事業所とのあいだで決定する
- ・ 職場実習についても夏期休暇3日間(土曜日・日曜日・祝日を含む)と年末年始休暇6日間(土曜日・日曜日・祝日を含む)を設定

月	入校日	1か月目 日数(時間数)	2か月目 開始日	2か月目 日数(時間数)	3か月目 開始日	3か月目 日数(時間数)	4か月目 開始日	4か月目 日数(時間数)	5か月目 開始日	5か月目 日数(時間数)	座学期間 日数(時間数)	実習 開始日	実習期間 日数(時間数)	修了日	総日数 (総訓練時間)
5月生	5月1日(金)	18日 (102h)	6月1日(月)	18日 (108h)	7月1日(水)	18日 (108h)	8月1日(土)	18日 (108h)	9月1日(火)	18日 (105h)	90日 (531h)	10月1日(木)	19日 (111h)	10月30日(金)	109日 (642h)
10月生	10月1日(木)	19日 (108h)	11月1日(日)	18日 (108h)	12月1日(火)	18日 (108h)	1月1日(金)	18日 (108h)	2月1日(月)	18日 (105h)	91日 (537h)	3月1日(月)	19日 (111h)	3月31日(水)	110日 (648h)

6. 高齢求職者スキルアップコース(3か月訓練)

月	入校日	1か月目 日数(時間数)	2か月目 開始日	2か月目 日数(時間数)	3か月目 開始日	3か月目 日数(時間数)	修了日	総日数 (総訓練時間)
6月生	6月1日(月)	19日 (108h)	7月1日(水)	18日 (108h)	8月1日(土)	18日 (102h)	8月31日(月)	55日 (318h)
7月生	7月1日(水)	19日 (108h)	8月1日(土)	18日 (108h)	9月1日(火)	19日 (108h)	9月30日(水)	56日 (324h)
8月生	8月3日(月)	19日 (108h)	9月3日(木)	18日 (108h)	10月3日(土)	19日 (108h)	10月30日(金)	56日 (324h)
9月生	9月1日(火)	19日 (108h)	10月1日(木)	18日 (108h)	11月1日(日)	19日 (108h)	11月30日(月)	56日 (324h)
10月生	10月1日(木)	19日 (108h)	11月1日(日)	18日 (108h)	12月1日(火)	19日 (108h)	12月28日(月)	56日 (324h)
11月生	11月2日(月)	19日 (108h)	12月2日(水)	18日 (108h)	1月2日(土)	19日 (108h)	1月29日(金)	56日 (324h)

7. eラーニングコース(3か月訓練)

- ・ 訓練の日数(在宅訓練＋スクーリング訓練の合計日数)、訓練時間は下記の通り。
- ※注：必ずしも、訓練回数＝訓練日数ではない。在宅訓練とスクーリング訓練を同日におこなった場合の訓練日数は、1日とカウントする。

月	入校日	1か月目 日数(時間数)	2か月目 開始日	2か月目 日数(時間数)	3か月目 開始日	3か月目 日数(時間数)	修了日	総日数 (総訓練時間)
8月生	8月3日(月)	20日 (57h)	9月3日(木)	19日 (57h)	10月3日(土)	19日 (54h)	10月30日(金)	58日 (168h)

eラーニングコース(6か月訓練)

月	入校日	1か月目 日数(時間数)	2か月目 開始日	2か月目 日数(時間数)	3か月目 開始日	3か月目 日数(時間数)	4か月目 開始日	4か月目 日数(時間数)	5か月目 開始日	5か月目 日数(時間数)	6か月目 開始日	6か月目 日数(時間数)	修了日	総日数 (総訓練時間)
6月生	6月1日(月)	22日 (63h)	7月1日(水)	22日 (66h)	8月1日(土)	18日 (54h)	9月1日(火)	19日 (57h)	10月1日(木)	21日 (63h)	11月1日(日)	19日 (54h)	11月30日(月)	121日 (357h)